

朝霞市教育大綱

令和8年8月

朝 霞 市

第1章 教育大綱について

1 大綱策定の趣旨

平成27(2015)年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、「地教行法」という。)の一部を改正する法律が施行され、地方公共団体の長は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが求められました。

本市では、平成28(2016)年に朝霞市教育大綱を策定し、その基本理念や基本方針に基づいて、教育行政を推進してきましたが、策定時からの社会情勢や教育を取り巻く環境は変化しており、国は、「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、こどもが健やかで安全・安心に成長できる環境の提供などの政策を強力に推進しようとしています。

市でも、市長と教育委員会が緊密に連携を図りながら、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興を図っていくため、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度を期間とする朝霞市教育大綱を策定します。

2 大綱の位置付け

大綱は、本市の総合的なまちづくりの指針として策定している「第6次朝霞市総合計画」及び本市の教育行政を総合的かつ計画的に推進するために策定している「第3期朝霞市教育振興基本計画」と整合性を図り、市の教育分野に係る基本理念や基本方針を定めるものとして位置付けています。

3 策定の経過

教育大綱の策定にあたっては、市長が総合教育会議で教育委員会と協議することとなっております。本市では2回の総合教育会議を開催するとともに市民コメントを実施し、新たな大綱の策定に向けて協議をしてきました。

4 大綱の期間

大綱の期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度の5年間とします。ただし、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて朝霞市総合教育会議における協議、調整を経て見直しを行うものとします。

令和(年度)									
8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)	13 (2031)	14 (2032)	15 (2033)	16 (2034)	17 (2035)
第6次朝霞市総合計画									
前期基本計画					後期基本計画				
朝霞市教育大綱									
第3期朝霞市教育振興基本計画									

第2章 朝霞市の現状と課題

学校教育

1 持続可能な社会の創り手の育成

児童生徒一人一人の豊かな心と健やかな体の育成を目指し、発達段階に応じた支援や教育活動を行っています。

こどもが将来、社会の形成者となるためには、自己肯定感や規範意識をしっかりと育むことが大切です。

また、不登校児童生徒の背景や家庭の考え方が多様化してきており、個々の状況に応じた誰一人取り残されない教育を進めていく必要があります。

2 確かな学力と自立する力の育成

児童生徒一人一人が確かな学力を身に付けることができるよう、「令和の日本型学校教育」の方針に基づいた授業改善を推進しています。

また、人との関わりの中で自分の価値を見出し、社会での職業や勤労についてしっかりとした認識を持てるよう支援しています。

今後は、SNSをはじめとするさまざまな情報が氾濫する社会において、情報を適切に活用し処理する能力の育成を進めるとともに、特別な支援を必要とするこどもが、望ましい支援を受けて社会的・職業的に自立できる教育が求められています。

3 多様なニーズに対応した教育の推進

特別な支援を必要とするこどもをサポートする各種支援員の人的配置が求められています。

また、こどもを取り巻く環境を鑑みて、個に応じた学びを保障していくことが求められています。

4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

変化の激しい社会をたくましく生きるこどもを育むため、教職員の資質向上に努めるとともに、働き方改革を推進しています。

地域の中で信頼される学校となるために、教職員による不祥事を根絶する必要があります。

また、児童生徒のニーズに応じた多様な学びが効果的・効率的に進められるよう、教育環境を整える必要があります。

児童生徒の健やかな成長を支えるため、適切な運営により学校給食を提供していく必要があります。

5 学校施設の適切な維持・管理

安全・安心かつ快適な教育環境を目指し、施設および設備を適切に維持管理するとともに、老朽化した学校施設の改築や改修、加えて設備の修繕等を計画的に実施する必要があります。

過大規模校・不登校対策・プール指導のあり方などの教育課題に対して、施設面での対応策を検討していく必要があります。

6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

各学校に学校運営協議会が設置されたことにより、今後は地域、保護者、学校のさらなる協働による学校づくりを進めていく必要があります。

また、各学校においてさまざまな専門的分野の知識や技能を有する市民と協議の上、特色ある学校づくりを進めるとともに、家庭教育学級に対しても引き続き支援していく必要があります。

部活動の地域移行については、国のガイドラインを基に、関係課と連携を図りつつ体制を構築していくことが求められています。

生涯学習

1 生涯にわたる学びの推進

デジタル化が進展する社会において、ICT等を活用した効果的な生涯学習が展開されるよう、多様な学び・学び合いの機会を充実する必要があります。

平日の放課後や長期休業期間中にこどもが安心してさまざまな学びに取り組めるよう、学校の余裕教室等を活用した居場所づくりの充実を図る必要があります。

こどもたちが将来にわたって、文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、学校と地域が連携した文化クラブ活動に向けた支援が必要です。

2 学びを支える環境の充実

通信機器の普及・デジタル化をはじめ、情報ツールや学習方法等が多様化している中、市民ニーズの把握に努め、より効果的な事業の実施や適切な資料の収集・提供を行うなど、学習活動の推進と利用者の満足度の向上に努める必要があります。

生涯学習活動拠点として、適切な老朽化対策や社会状況に応じた環境整備を行い、利用者が安全・安心・快適な環境の中で学習できるよう効果的な施設運営を行っていく必要があります。

スポーツ・レクリエーション

1 スポーツ・レクリエーション活動の推進

スポーツ・レクリエーション活動は、市民の健康づくりや交流の場として重要な役割を果たしています。

本市では、市民スポーツ教室や指定管理者による教室などを開催し、市民がスポーツを行うきっかけづくりに取り組んでいるところですが、より積極的な広報や種目・開催方法等の見直しが必要です。

こどもたちが将来にわたって、スポーツ活動に親しむ機会を確保するため、学校と地域が連携したスポーツクラブ活動に向けた支援が必要です。

2 利用しやすい施設の提供

安全・快適で利用しやすい施設となるよう、老朽化施設の計画的な長寿命化改修を進めるとともに、定期的な点検による適切な維持管理が必要です。

地域文化

1 歴史や伝統の保護・活用

地域の歴史や文化財について身近に接する機会が増え、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や文化財保護の理解と認識を深めていくことが必要です。

学校との密接な連携により、こどもたちが郷土の歴史や文化を学ぶ機会を広げていくとともに、資料のデジタルアーカイブ化を促進し、ユニバーサルな視点で市民のニーズに対応していく必要があります。

2 芸術文化の振興

市民の芸術活動は、市民のニーズが団体活動に反映され、活発に活動する団体がある中で、高齢化が進み活動が続かなくなる団体も出てきており、次世代への伝承や後継者の育成を図ることが課題となっています。

さまざまな分野の文化活動を発信し、市民が伝統・芸術文化に触れ、体験する機会の充実を図っていく必要があります。

3 地域文化によるまちづくり

市民が主役の朝霞市民まつり「彩夏祭」は、コミュニティ協議会加盟団体を中心とした実行委員会が運営する仕組みが確立されています。

人口の流出入が多い都心の住宅都市である本市は、ふるさと意識が希薄になりがちで、独自の文化が育ちにくい土壌です。

このため、今後のまちづくりにおいては、ふるさと意識を形成し、市民が地元にあこがれと誇りをもてるよう、「彩夏祭」、「黒目川花まつり」、「朝霞アートマルシェ」、「どんぶり王選手権」などの地域イベントに代表される市民が共有できる地域独自の文化を、いかに市民の間に根付かせていくかが課題となっています。

人権・多様性の尊重

1 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援

社会環境の変化に伴い、いじめや児童虐待、インターネットにおける人権侵害など、人権問題は多様化、複雑化しています。

多様な性やこどもの人権など、変化する人権課題の解決に向けて対応していくとともに、市民一人一人が人権意識を高め、人権への理解を深めていただくため、引き続き人権教育・人権啓発を推進する必要があります。

人権侵害の事案は依然として増加傾向にあることから、人権相談においては、相談者が相談しやすい環境づくりや、相談体制の充実を図るとともに、庁内関係各課、国や県などの関係機関との連携を強化する必要があります。

朝霞市の将来像

だれもが誇れる 暮らしつつけたいまち 朝霞

基本理念

豊かな心で とともに未来をつくる 朝霞の教育

基本方針

学校・家庭・地域・行政が連携・協働し、
よりよい社会を創造するこどもたちをはぐくみます

一人一人が心豊かに、ともに学び、
支え合うまちを目指します

朝霞市の将来像

だれもが誇れる 暮らしてつづけたいまち 朝霞

朝霞市の強みである生活利便性や安全性、恵まれた自然環境、朝霞市民まつり「彩夏祭」に代表される文化などを未来に継承していくとともに、近年希薄化しつつある人と人とのつながりの再生や、協働によるまちづくりの活性化を通じ、第5次総合計画の将来像として掲げた『暮らしてつづけたいまち』をさらに洗練することで、誰にとっても魅力的で誇りを持てる、住みやすいまちを目指していきます。

※第6次朝霞市総合計画（令和8（2026）年度～令和17（2035）年度）で定めた将来像です。

基本理念

豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育

情報化、グローバル化など社会の変化が進む中で、こどもたちが社会の変化に主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と関わりながら、よりよい社会と幸福な人生を拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通じて必要な力を育んでいくことが重要であると考えています。

また、生涯にわたる学びを通じて、学習成果を仕事や地域、社会問題の発見・解決につなげ、地域の特色を活かしたコミュニティづくりへ発展させていくことが重要であると考えています。

※第3期朝霞市教育振興基本計画（令和8（2025）年度～令和12（2030）年度）で定めた基本理念です。

基本方針

学校・家庭・地域・行政が連携・協働し、
よりよい社会を創造するこどもたちをはぐくみます

こどもたちを中心として、家庭や地域、行政といった複数の主体が連携し、協力することで、単なる教育にとどまらず、社会全体の向上を目指す必要があると考えています。

こどもたちが自己実現を果たし、責任感や創造力をもって社会に貢献できるように環境を整えることを目指します。

一人一人が心豊かに、ともに学び、支え合うまちを目指します

市民一人一人が生涯にわたり主体的に学び、地域社会を支え合うまちの実現には、様々なライフステージやニーズに応じた生涯学習プログラムを通じて、地域のネットワークの構築が必要と考えています。

芸術文化・スポーツを通じて、すべての住民が尊重され、互いに支え合いながら心豊かな日々を送ることができる地域社会を目指します。

※第3期朝霞市教育振興基本計画（令和8（2025）年度～令和12（2030）年度）で定めた基本方針です。

目指す姿

学校教育

こどもの豊かな心と健やかな体を育むとともに、「令和の日本型学校教育」の理念に基づく個別最適な学びと協働的な学びにより持続的な社会の創り手となる力を身に付け、質の高い学校教育を支える教育環境が充実したまちを目指します。

また、学校・家庭・地域が相互に連携・協働し、地域全体の教育力が向上しているまちを目指します。

生涯学習

市民のニーズに応えた学習、文化活動など、情報の提供や活動を通して「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」、生涯にわたって行う「学び」を支え、その成果を生かすことができるまちを目指します。

スポーツ・レクリエーション

スポーツ・レクリエーション施設、事業が充実し、新たな指導者が育ち、市民がいつでもどこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるまちを目指します。

地域文化

市民が芸術文化活動の成果を発表できる場と機会が確保され、さまざまな芸術文化にふれあうことができるとともに、「彩夏祭」などの地域イベントが市民の手で継続して開催され、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や誇りを持てるまちを目指します。

人権・多様性の尊重

年齢や性別、国籍などに関わりなく基本的人権を互いに尊重し、認め合い、その人らしく生きていくことができる差別のない明るいまちを目指します。

※第6次朝霞市総合計画前期基本計画（令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）で定めた目指す姿です。